

商工会だより

第190号

令和6年6月1日
揖斐川町商工会
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

★令和6年度 通常総代会について

令和6年5月30日(木)に令和6年度第19回通常総代会が開催され第1号議案から第6号議案まで審議を行い、すべての議案について原案通り可決承認されました。また、永年勤続従業員表彰も行い、10事業所18名の従業員の方が表彰されました。

新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にある一方で、世界的なエネルギー・食料品価格の高騰や、欧米各国の金融引き締めによる経済活動停滞の影響等不安定な国際情勢により、事業者にとって厳しい状況が続いております。商工会としましても、関係機関と連携し小規模事業者への経営支援や地域振興事業に積極的に取り組み会員サービスに努めてまいります。



永年勤続従業員表彰

★令和6年度の重点事業計画として

- ◇経営発達支援計画の実施(3年目) ◇事業継続力強化支援計画(3年目)
- ◇全職員の巡回・窓口指導による経営支援の強化
- ◇創業・事業承継・経営改革制度等の普及促進と活用支援
- ◇地域観光振興並びに広域的観光産業づくりの推進
- ◇地域商業活性化推進による商店街活力創出の強化
- ◇商工会組織強化と安定的財政基盤の構築 ◇小規模企業振興条例の制定

今年には役員改選の年であり、服部均会長・久野副会長・杉山副会長、三役の再任も決定しました。これからも商工業者の発展、地域振興に向けて尽力致しますので、皆様ご協力よろしくお願い致します。

★商工会青年部

令和6年4月26日(金)に揖斐川丘苑にて通常部員総会が行われました。

岡部栄一町長、服部均商工会長にご臨席いただき、第1号議案から第3号議案まで審議を行い、すべての議案について原案通り可決承認されました。

★商工会女性部

令和6年5月27日(月)に商工会館にて通常部員総会が行われました。

久野實副会長にご臨席いただき、第1号議案から第3号議案まで審議を行い、すべての議案について原案通り可決承認されました。

支部事業

～脛永支部～

5月16日（木）に、脛永支部による養基保育園の園児31名がいちご狩り体験を行いました。

揖斐川町脛永の岩間農園（岩間俊樹さん）の協力のもと、赤くおいしく実ったいちごを夢中で探していました。いちご体験に参加した保育園児から「イチゴ狩り楽しいね」「このイチゴ大きいよ」とうれしい声を頂きました。



経営

☆事業承継についてお悩みはありませんか？

～さまざまな形の事業承継相談をワンストップで解決～

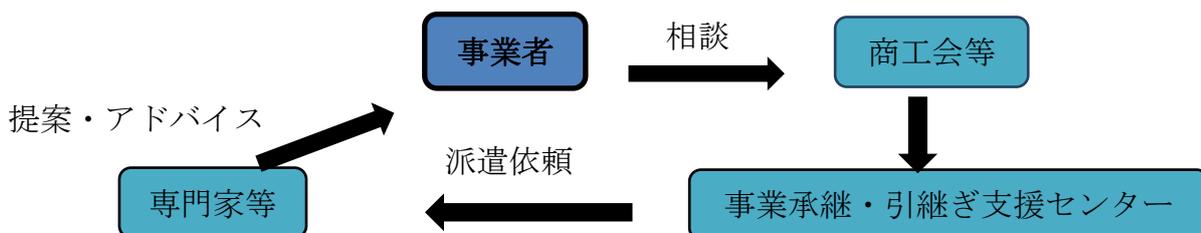
「後継者が決まっていなくて誰かに事業を継いでもらいたい」

「子供（または親族以外）に継がせようと思っているがどんな手続きが必要？」

「会社や店舗を買い取って事業を拡大したい」

こういったことは安易に他人に相談することができず、正確な情報をどこで入手できるかわからず、時間だけが過ぎてしまう、ということが起こりがちです。

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者が不在でも、親族・親族以外への承継でも、企業買収（M&A）についても専門家に無料で相談できます。



創業したい方と後継者不在の会社等を引き合わせる後継者人材バンク制度もあります。まずは商工会までご連絡ください。＊『事業承継・引継ぎ支援センター』…国が設置した公的相談窓口です。

労務

☆6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人（特別永住者等を除く。）の雇入れ及び離職の際、その氏名、在留資格等をハローワークへ届けてください。外国人労働者の適正な雇用の推進及び不正就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：岐阜県労働局職業対策課（電話 058-245-1314）

又は最寄りのハローワーク

共済

小規模企業共済のご相談は商工会へお願いします。

退職後のゆとりある生活を応援します

小規模企業共済

小規模企業共済は、事業の廃止・退職後の生活安定資金を積み立てて準備する共済制度です。

Point! 1 安心確実な運営

国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が小規模企業共済法に基づき運営しています。多くの経営者の方に支持されている実績のある制度です。

在籍者数 **159** 万人
2021年度末時点

Point! 2 掛金全額所得控除

掛金全額「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除されます。税制上優遇措置があり大変お得です。



Point! 3 経営者の退職金

事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。受取時も税制メリットがあります。

商業・退職時に受取可能

滞りや滞額はありませぬ

共済金を一括で受取る場合、退職所得扱いとなります

共済金を分割で受取る場合、公的年金等の雑所得扱いとなります

どんな人が加入出来るの？



常時使用従業員20名以下の個人事業主・会社等の役員・個人事業主と共同して事業を行う共同経営者(2名まで)が加入できます。
※サービス業(除 宿泊業・娯楽業)・商業の場合は、常時使用従業員5名以下

毎月の掛金はいくらから？



月額1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に設定可能。加入後もいつでも変更できます。

